

あかるいみらい



「子どものけんり」って？

子どものけんりとは、子どもたちが元気にせいちょうしていくために、大切なものです。

ねん 年 くみ 組 なまえ

はじめに…

みなさんは、「子どものけんり」を知っていますか？
子どものけんりは、子どもがしあわせにいき、そだっていくために、なくてはならないものです。

みなさんの学校がある松本市には、「子どもの権利に関する条例」というルールがあり、子どものけんりを大切にしています。
子どものけんりについて、いっしょに考えてみましょう！

まいとし がつ は つ か 毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

「子どものけんり」がどんなものか、わかったでしょうか？
あなたに「けんり」があるように、まわりの人にも「けんり」があります！

あなたのことも、まわりの人のことも、たいせつにしましょう。

もし、あなたの「けんり」がたいせつにされていないと思ったら、まわりのおとなや友だち、「こころのすず」にお話ししてみましょう。

こころのすず(そうだん室)

あなたが、かなしいとき、こまったとき、だれかに話を聞いてほしいときは、「こころのすず」にお話ししてください。

●いつ？ げつ 月～木・土曜日 午後1時から午後6時
きんようび 金曜日 午後1時から午後8時



●どうやって？ でんわ 0120-200-195 (むりよう)
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
あいに行く まつもとしゃくしょおおてじむしょ2かい

令和6年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ1
令和6年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室
問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当
住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7
電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309



※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、松本市の子どもたちがかんがえました。

まつもとし こ けんり かん じょうれい
松本市子どもの権利に関する条例について
いっしょにかんがえてみよう!!

まつもとし こ けんり かん じょうれい
「松本市子どもの権利に関する条例」では、つぎの4つの子
どものけんりを大切にしています。

①じぶんの力で育つけんり

べんきょうなどじぶん
の力でできるよう、わ
からないことは、おし
えてもらうことができ
ます。



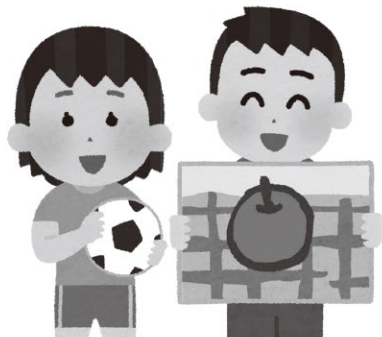
②安心して生きるけんり

いじわるしたり、され
たりしないで、みんな
となかよくすることが
できます。



③じぶんらしく生きるけんり

じぶんの思いや考えを
受けとめてもらえ、じ
ぶんらしく生きること
ができます。



④社会に参加するけんり

がっこう
学校やちいきのことに
ついて、じぶんの考え
を言ったり、参加した
りすることができます。



かんが
えて
みよう!

つぎの1～4は、「子どものけんり」が大切にされ
ているでしょうか?
大切にされていると思ったら○を、大切にされて
いないと思ったら△をつけてみましょう。
また、どうしてそう思ったのか、友だちと話し
合ってみましょう。

1

てつぼうで、さかあがり
をれんしゅうしているが、だ
れもおしえてくれない。



こた
答え

2

友だちといっしょにあそ
びたいのに、仲間に入れ
てもらえない。



こた
答え

3

大きくなったらやりたいこ
とを、家族や友だちがお
うえんしてくれる。



こた
答え

4

友だちをさそって、地区
のおまつりにさんかしまし
た。



こた
答え